



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- *430 平成12年和歌山県告示第722号(災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度)の一部改正
(福祉保健総務課)
- 431 土地改良事業施行協議の同意 (農村計画課)

○ 公営企業告示

- 1 知事印の廃止
- 2 知事印の新調

告 示

和歌山県告示第430号

平成12年和歌山県告示第722号(災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第1号イ(イ)中「2,433,000円」を「2,385,000円」に改め、同号イ中(オ)を(カ)に、(カ)を(キ)に改め、同号イ(エ)の次に次のように加える。

(オ) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

第1項第6号イ中「519,000円」を「510,000円」に改め、同項第8号ア中「及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。)」を「(盲学校、ろう学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)」に改め、同号ウ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 教科書代

a 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年

法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

b 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,100円

中学校生徒 1人当たり 4,400円

高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

和歌山県告示第431号

平成17年1月6日付で協議のあった那賀町営土地改良事業(中山間地域総合整備事業上名手地区)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

公営企業告示

和歌山県公営企業告示第1号

次の知事印は、平成17年3月31日限り廃止する。

平成17年3月31日

和歌山県公営企業管理者職務代理者

和歌山県企業局長 楠本 隆

企業総務課において使用する知事印(会計用)



和歌山県公営企業告示第2号

次の公印を新調し、平成17年4月1日から使用する。

平成17年3月31日

和歌山県公営企業管理者職務代理者

和歌山県企業局長 楠 本 隆

公営企業課において使用する知事印 (会計用)

